

京都市告示第565号

京都市市街地景観整備条例第38条の規定に基づき、以下に掲げる建造物について、歴史的意匠建造物の指定を解除しましたので、告示します。

令和4年12月28日

京都市長 門川大作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
小野邸	京都市西京区川島玉頭町11番地

(都市計画局都市景観部景観政策課)